

價格等統制令施行規則中改正ノ件

(昭和十七年九月十一日 閣令第二十三號)

價格等統制令施行規則第十一條中「米穀配給統制法」ヲ削ル

附則

本令ハ昭和十七年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十四年 十月十日 閣令第十三號價格等統制令施行規則抄録

第十一條 統制令第六條第二項ノ規定ニ依リ法令ヲ定ムルコト左ノ如シ

(左記略ス)

農地開發事業補助規則中改正の件

布

農地開發事業補助規則中改正の件は昭和十七年九月十一日付官報を以て左の如く公布せられた。

農地開發法補助規則中改正ノ件

(昭和十七年九月十一日 農林省令第六十六號)

第二條ニ第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ

前項第二號ノ補助金ノ額ニ關スル標準ハ別ニ定ムルコトアルベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十六年 十月二日 農林省令第八十九號農地開發事業補助規則抄録

第二條 補助金ノ額ハ左ノ標準ニ依ル

- 一 移住施設ニ在リテハ移住家屋一戸ニ付三百圓以內、共同施設ニ在リテハ其ノ施設ニ要スル費用ノ十分ノ三以內

滿洲開拓團編成助成規則の公布

滿洲開拓團編成助成規則は昭和十七年九月二十一日付官報を以て左の如く公布せられた。

滿洲開拓團編成助成規則

(昭和十七年九月二十一日 拓務省令第十一號)

第一條 拓務大臣ノ承認シタル集團的ニ滿洲開拓民ヲ送出セントスル計畫(以下開拓團編成計畫ト稱ス)ノ實行ヲ助成スル爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 開拓團編成計畫ノ樹立者(以下開拓團編成主體ト稱ス)其ノ計畫ヲ實施セントスルトキハ第一號機式又ハ第二號機式ニ依リ申請書ヲ作成シ開拓團編成計畫ニ付拓務大臣ノ承認ヲ受クベシ

開拓團編成主體其ノ計畫ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ附シ更ニ拓務大臣ノ承認ヲ受クベシ

前二項ニ依リ申請書ノ提出ハ開拓團編成主體ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ但シ開拓團編成主體ガ道府縣ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 拓務大臣開拓團編成計畫又ハ其ノ變更ノ承認ヲ爲サントスルトキハ計畫ヲ修正又ハ追補ヲ命ズルコトヲ得

第四條 補助金ハ開拓團編成計畫ノ實行ニ要スル左ニ掲グル費用ニ付開拓團編成主體ニ交付スル道府縣ノ補助金ニ對シ之ヲ交付ス

補助金ニ對シ之ヲ交付ス

- 一 開拓民及其ノ家族ノ渡滿ニ要スル費用(渡滿旅費及仕度金)ニ對スル補助金
- 二 開拓民ノ未招致家族ノ接護ニ要スル費用
- 三 開拓團ノ編成ニ當ル專任職員ニシテ拓務大臣ノ承認シタルモノノ設置ニ要スル費用
- 四 講習會、協議會等ノ開催、中心人物ノ現地視察、開拓團編成推進員ノ設置其ノ他開拓團編成計畫ノ促進ニ要スル事業費

道府縣ガ開拓團編成主體ナルトキハ前項ノ補助金ハ道府縣ノ前項各號ニ掲グル費用ニ對シ之ヲ交付ス

第五條 道府縣補助金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ拓務大臣ニ提出スベシ

一 道府縣及開拓團編成主體ノ事業計畫書

二 道府縣及開拓團編成主體ノ收支豫算書

三 道府縣ノ補助ニ關スル規程

前項ノ書類ノ外拓務大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第六條 補助金ノ交付ヲ受ケタル道府縣前條第一項各號ノ書類ニ重大ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ拓務大臣ノ承認ヲ受クベシ

第七條 拓務大臣必要アリト認ムルトキハ道府縣ニ對シ第五條第一項第一號ノ事業計畫ノ變更其ノ他監督上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第八條 補助金ノ交付ヲ受ケタル道府縣ハ開拓團編成主體ヨリ毎月第三號機式ニ依リ開拓民渡滿月報ヲ徴シ之ヲ翌月十月迄ニ拓務大臣ニ報告スルノ外事業成績書及收支決算書ヲ翌年六月三十日迄ニ拓務大臣ニ提出スベシ

道府縣ガ開拓團編成主體ナルトキハ前項ニ準ジ開拓

民ノ渡滿狀況ヲ拓務大臣ニ報告スベシ

第九條 補助金ノ交付ヲ受ケタル道府縣又ハ開拓團編

成主體左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ拓務大臣ハ補

助金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトヲ得

一 本則ニ違反シタルトキ

第一號様式

第 次 開拓團編成計畫承認申請書

編成主體名 印

年月日

拓務大臣宛

今般別紙ノ通第 次 開拓團編成計畫樹立候條御承認相成度關係書類相添へ

此段及申請候也

第 次 開拓團編成計畫書

一、計畫樹立ノ趣旨

二、分村分郷名

三、編成主體

四、計畫區域

府縣名	郡名	町村名	備考

五、計畫戸數

町村名	總戸數	農業戸數	計畫戸數	備考

六、先遣隊、本隊及家族送付計畫

二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三 事業施行ノ方法不適當ト認ムルトキ

四 開拓民ノ送付計畫ヲ變更シ若ハ中止シ又ハ送付

計畫ノ實行見込ナキニ至リタルトキ

五 支出額ガ豫算額ニ比シ著ルシク減少シタルトキ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條第一項第一號ニ掲グル費用ニ對スル補助金ハ昭和十六年度以前ニ開拓民本隊ノ送付ヲ開始シタル開拓

團編成計畫ニ付テハ之ヲ適用セズ

七、指導員候補者

種別	年度	氏名	年齢	役職名	出身町村名	備考
昭利	年度					
	年度					
	年度					
	年度					
計						

八、團編成中心人物

種別	氏名	年齢	役職名	出身町村名	備考
團長					
農事指導員					
畜産指導員					
警備指導員					
經理指導員					
保健指導員					
住所	職業	氏名	年齢	備	考

九、計畫促進ノ具體的方策

十、殘留家族援護方法並ニ負債及財産ノ處分方法

一 添附書類

本申請書ニハ當該町村會、組合會等ノ議事録寫、豫算案、町村情勢一覽其ノ他參考資料ヲ添附スルコト

二 記載上ノ注意事項

(一) 「分村分郷名」ハ滿洲國開拓團法ニ依リ團名ノ正式決定ヲ見ル迄慣用セラ

ルベキ名稱ヲ記入スルコト

(二) 「計畫戶數備考欄」ニ農山漁村ノ別ヲ記入スルコト

(三) 「指導員候補者備考欄」ニハ確定、見込ノ別ヲ記入スルト共ニ同種指導員

ニシテ二人以上ノ候補者アルトキハ之ヲ記入スルコト

(四) 「團編成中心人物欄」ニハ團ノ編成及計畫實行ニ専心當リ得ル人物ニシテ

編成專任職員又ハ編成推進員ノ候補者タルモノニ付記入スルコトトシ「備考

欄」ニハ現地視察ノ有無、拓務講習會受講ノ有無等ヲ記入スルコト

(五) 「計畫促進ノ具體的方策欄」ニハ村内ニ於ケル關係團體ノ活用方策、編成

推進員制度其ノ他計畫促進ノ方策ヲ記入スルコト

(六) 「殘留家族援護方法並ニ負債及財産處分方法」ハ成ルベク詳細ニ記入スルコト

(七) 集合開拓團ノ計畫書モ本様式ニ準ジテ作成スルコト但シ先遣隊、本隊及

家族送出計畫ヲ先遣隊、後續隊及家族送出計畫ニ修正スルコト

計畫戶數ニ集合百戶等ノ場合ニシテ一集合五十戶宛ニ分チ二年度ニ跨リ之ヲ

送出セントストキハ本様式ニ依ル年度區分ヲ利用シ記入スルコト

第二號様式

第 次 大陸歸農 開拓團編成計畫承認申請書

編成主體名

年月日

拓務大臣宛

今般別紙ノ通 第 次大陸歸農

開拓團編成計畫樹立候條御承認相成度關

係書類相添へ此段及申請候也

第 次大陸歸農 開拓團編成計畫書

一、計畫樹立ノ趣旨

二、開拓團名

三、編成主體

四、計畫區域

五、計畫戶數

市町村名	總戶數	商業戶數	工業戶數	計畫戶數	備考

六、團員構成

七、先遣隊、後續隊及家族送出計畫

種別	昭利年				備考
	月	月	月	月	
先發隊					
後續隊					
家族					
備考					

八、指導員候補者

團長	種別	氏名	年齢	役職名	出身町村名	備考

農事指導員					
畜産指導員					
警備指導員					
經理指導員					
保健指導員					

九、團編成中心人物

住 所	職 業	氏 名	年 齡	備 考

十、計畫促進ノ具體的方策

十一、殘留家族援護方法並ニ負債及財産處分方法

一 添附書類 本申請書ニハ當該市會、商工會議所議員總會等ノ議事録寫、豫算案、商工統計其ノ他參考資料ヲ添附スルコト

二 記載上ノ注意事項

(一) 「開拓團名」ハ滿洲國開拓團法ニ依リ團名ノ正式決定ヲ見ル迄慣用セラルベキ名稱ヲ記入スルコト

(二) 「團員構成欄」ニハ團員タル轉業者ノ業種別戸數及混入農家戸數ヲ記載スルコト

(三) 「指導員候補者備考欄」ニハ確定、見込ノ別ヲ記入スルト共ニ同種指導員ニシテ二人以上ノ候補者アル場合ハ之ヲ記入スルコト

(四) 「團編成中心人物欄」ニハ團ノ編成及計畫實行ニ専心當リ得ル人物ニシテ編成專任職員又ハ編成推進員ノ候補者タルモノニ付記入スルコトトシ「備考欄」ニハ現地視察ノ有無、拓務講習會受講ノ有無等ヲ記入スルコト

(五) 「計畫促進ノ具體的方策欄」ニハ計畫區域内ニ於ケル關係團體ノ活用方

策、編成推進員制度其ノ他計畫促進ノ方策ヲ記入スルコト

(六) 「殘留家族援護方法並ニ負債及財産處分方法」ハ成ルベク詳細ニ記入シ國民更生金庫利用ノ有無、主務官廳及商工業組合ノ共助金下付ノ有無等ニ付記入スルコト

(七) 集合開拓團ノ計畫書モ本様式ニ依リ作成スルコト
宗教的緣由ヲ有スル計畫其ノ他ノ特殊ノ計畫ニ付亦同ジ

第三號様式

第 次 開拓團開拓民渡滿月報

(昭和 年 月 分)

報告責任者名

經由道府縣名

計 團 員 名	家 族 名	區 分	渡 滿 月 日	職 業	學 歷	身 分	氏 名	年 齡	訓 練 期 間	備 考

(注意)

一、本月報ノ報告責任者ハ開拓團編成主體トス

二、開拓團編成主體ハ毎月本月報ヲ五部作成シ道府縣ニ提出スルコト

三、本月報ハ渡滿月日ヲ基準トシ當月分ニ付作成スルコト

四、職業欄中農業者ニ付テハ自作及專業、兼業ノ區分ヲ(例ハ農業(自作、兼業)ノ如シ)、大陸歸農者ニ付テハ業主ト従業員等ノ區別(例ハ食料品販賣業(主)ノ如シ)ヲ記入スルコト

五、學歷ハ國民學校初等科卒業(國初卒)、農業學校中途退學(農中退)等ノ略語ニ依リ記入スルコト

六、戸主又ハ團員トノ續柄欄ニハ團員ニ付テハ戸主ナリヤ否ヤ、戸主ナラザルト

キハ戸主トノ續柄ヲ、家族ニ付テハ團員トノ續柄(妻、長男、次女ノ如シ)ヲ記

厚生省人口局の健民特別指導地區設定要綱の決定

一、趣旨

厚生省人口局に於いては健民運動の着實なる發展に資するため健民特別指導地區を設定することとし、今度その決定要綱を各地方長官宛通牒するところあつたが、その内容を掲ぐれば左の如くである。

健民特別指導地區設置に關する件

依命通牒 (昭和十七年九月十二日)
(各地方長官宛厚生次官通牒)

人口の急激にして且永續的なる發展増殖と其の資質の飛躍的向上とを圖り以て健民の實を擧ぐる爲政府に於ては種々施策しつゝあるところなるも之が急速なる具現を期する爲には國民の熱意と關係各方面の緊密なる連絡協調に依る指導助成其の他各種施策の綜合的且徹底的實施とを必要とするに鑑み今般別紙要綱に依り健民特別指導地區を設定し特別指導に依り所期の効果を擧げんとす、仍て之が實施に付遺憾なきを期せられ度

尙之が實施綱目に付ては追て指示の豫定に付指定地及び指定申請は右指示を俟つて之を行はるべきも本年度に於ては不取收既定豫算の執行に當り本要綱に則り重點的に支出を行ふ方針なるを以て貴道府縣に於ける豫算執行に就いても本要綱の趣旨に則し支出を行ふは勿論之が目的達成に遺憾なきや豫め御配慮相成度

健民特別指導地區設定要綱

入スルコト

七、訓練期間ノ欄ニハ始期及終期ニ付記入スルコト

人口の急激なる増加と其の資質の飛躍的向上とを圖り以て健民の實を擧ぐる爲豫て政府に於ては種々施策しつゝあるところなるも之が急速なる具現を期する爲には國民の之に對する熱意を必要とするのみならず關係各方面の緊密なる連絡協調に依る指導助成其の他各種施策の綜合的にして且徹底的なる實施とを必要とす仍て「健民特別指導地區」を設定し特別指導に依り所期の効果を擧ぐると共に之に依つて歸納せらるゝ結果を基礎として全國的健民對策の樹立並に實施の資と爲すものとす

二、方法

一定地域を指定して健民特別指導地區とし之に對し國、道府縣、關係團體等の指導助成其の他各種施策を徹底集中し現在の施設を最大限度に活用すると共に特別必要と認めらるゝ事項に關しては可及的之が實現を圖ること

三、特別指導の對象たるべき地域の名稱

健民特別指導地區(以下單に地區と稱す)

四、地區の規模

地區の大きさは概ね左の規準に依ること

- (イ) 原則として町村、市に在りては町村程度の人
- 口を有する市内一團地とすること
- (ロ) 必要ある場合は市(六大都市に在りては區)若しくは保健區又は部落程度の小規模の一團地と爲すことを得ること

五、地區の數

地區の數は各道村縣及六大都市毎に概ね一箇所とすること但し小規模の一團地の場合は之を合して一箇所村程度たらしむること

六、地區の指定

- (イ) 地方長官は地區を選定し現狀調査を添へ厚生大臣に地區指定の申請を行ふこと
- (ロ) 指定すべき地區は既に保健所の設置ある保健區内の地域たるべきものとし現に特定の事項に關し特別指導の對象たるものは特に考慮すること
- (ハ) 地區の指定は左の諸點より判斷し指導を要すと認めらるゝ地域にして且つ地元民の熱意、指導施設の狀況に依り健民の實を擧げ得るものと認めらるゝ地域に對し之を行ふこと
- 1 出生率の狀況
- 2 流早死産の狀況
- 3 乳幼児死亡の狀況
- 4 結核蔓延の狀況
- 5 國民體力法に依る體力検査及壯丁検査の成績
- 6 體力鍊成の狀況
- 7 環境衛生の狀況
- 8 其の他
- (ニ) 地區の指定は厚生大臣之を行ふこと
- 七、指定後の措置
- (イ) 地區の指定ありたる時は地方長官は直ちに指定地區毎に基礎調査を行ひ差し當り三箇年を限り健民特別指導計畫を樹立し厚生大臣の承認を得て之が實施に着手すること